

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

新型コロナウイルス感染症も収束の様相を見せ始めました。教育現場においては、以前の学校に戻すための様々な努力がなされていますが、日ごろの学習の中で大きな声が出せなかったり、集うことが制限されたりする中で、その年齢で体験するはずのことがなされなかったために様々な弊害が起っています。特に小学校6年生や中学校3年生は最高学年として学校行事や様々な集まりを通しての経験を積むことが不十分であったためにリーダー性を発揮することが難しくなっています。また、教職員にとっては、この3年間の未経験をどのようにして学びなおさせるかが今後の大きな課題であります。これからの学びなおしに大きな労力を伴うことは想像に難くありません。

このような状況下、2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。改正義務標準法にかかわる国会答弁の中では、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及されています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

また、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることも大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善も不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学級では40人を超える学級活動などが常態化しているため特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えるこ

と。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元すること。
3. 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
4. 複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。
5. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月7日

鹿児島県始良市議会議長 小山田 邦弘

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
総務大臣	松本	剛明	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
文部科学大臣	永岡	桂子	殿